

介護保険料が変わりました

市では3年ごとに保険料の見直しを実施しています。高齢者人口の増加に伴う要介護認定者の増加および介護サービスの増加を見込み、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を決定しました。

前年度までの保険料を引き上げることになりますが、保険料の大幅な上昇を防ぐため、保険料額が決まる所得段階の区分を第7期計画から引き続き「10段階」とするとともに、介護給付費準備基金の取り崩しを行い、上昇幅を抑えています。

所得段階ごとの保険料は下表のとおりです。

65歳以上の方には、7月中旬に令和3年度の保険料の納入通知書を送付しますので、ご確認ください。

令和3年度の65歳以上の介護保険料（基準月額 5,847円）

所得段階	対象者	基準額に対する調整率	年額保険料 ※1
第1段階 ※2	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.3 ※3 (0.50) ※4	2万1,000円 (3万5,000円)
第2段階 ※2	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.5 ※3 (0.65) ※4	3万5,000円 (4万5,600円)
第3段階 ※2	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.7 ※3 (0.75) ※4	4万9,100円 (5万2,600円)
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.85	5万9,600円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	7万100円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	8万4,100円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	9万1,200円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	10万5,200円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上700万円未満の方	1.70	11万9,200円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上の方	2.00	14万300円

※1 年間保険料は基準月額（5,847円）×12カ月×調整率で計算し、100円未満は切り捨てます。

※2 所得段階が第1～3段階の方は公費（国・北海道・名寄市）により保険料が軽減されています。

※3 軽減後の（公費による）調整率

※4 軽減前の（本来の）調整率

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険の第1号被保険者は、申請により介護保険料の減免が受けられます。

対象となる第1号被保険者

- ①主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った第1号被保険者
 - ②主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの
 - 今年の見込事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）のいずれかの減少額が前年のその収入の3割以上である
 - 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得額が400万円以下である
- ※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業等の場

合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全額を免除します。

減免額

対象者①の場合 全額

対象者②の場合

減免対象保険料額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた額

A	当該第1号被保険者の保険料額
B	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得金額
D	前年の合計所得額 210万円以下：100% 210万円以上：80%

減免に関する詳細については、介護保険係まで問い合わせください。

介護保険制度



問い合わせ

高齢者支援課介護保険係(名寄庁舎2階)

☎01654③2111(内線3234~3236)

地域住民課福祉係(風連庁舎1階)

☎01654③2111(内線2112、2113)